

## 国民健康保険の交付金減額の仕組みを導入しないことを求める要望意見書

厚生労働省は、国保料を抑制するために一般会計から国保特別会計に独自繰り入れしている市区町村に対し、国保の保険者努力支援制度により国が出す交付金を減額する仕組みを令和2年度から導入しようとしています。

同制度はこれまで、都道府県と市区町村の国保行政を国が採点し、成績がいい自治体に交付金をふやす仕組みでした。採点項目には、市区町村独自の公費繰入金を減らすよう都道府県が指導した場合に、都道府県分の交付金をふやすことなどを盛り込んでおり、繰入金の削減による国保料値上げを誘導しかねないことが問題になっていました。

令和2年度では、市区町村も、公費繰入金の削減・解消の取り組みを進めれば交付金がふやされますが、削減・解消の取り組みを進めないと交付金が減額されます。

厚生労働省はこれまで、市区町村が行う公費繰り入れは自治体の判断でできると国会で答弁してきました。自治体独自の施策を禁止すれば、憲法が定める地方自治の本旨を侵すことになるためです。

もともと一般会計からの法定外繰入れは、国が国庫負担金を減らし続けるもとの、住民の福祉の増進を図る観点から、市区町村が独自に国保料を引き下げてきたものです。だからこそ、全国知事会など地方3団体は国庫負担金の増額を国に求めてきたのです。

国保料は今でも高過ぎるため、加入者の大半を占める非正規雇用・低所得の労働者や年金生活の高齢者らは耐えがたい高額負担を強いられているのが現状です。大幅・連続値上げとなれば、住民の命と健康、暮らしを一層脅かすこととなります。

減額の指標は法定外繰入れだけに限られません。特定健診・保健指導の実施率、糖尿病などの重症化予防の取り組み、個人インセンティブの提供、後発医薬品の使用割合、保険料収納率など多岐にわたります。

よって、国においては、全国知事会など地方3団体が求めてきた国庫負担金の増額にかじを切ることこそが国の責任であることから、都道府県や市区町村へのペナルティともいふべき交付金減額の仕組みを導入しないよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

北海道余市郡余市町議会議長 中井 寿夫

【提出先】 内閣総理大臣、厚生労働大臣